

第3編 風水害等対策編

第1章 災害予防計画

第1節

風水害等に強いまちづくり

建設部 関係各部

風水害（台風、竜巻等突風、集中豪雨、洪水、高潮、がけ崩れ等）から市域を保全するため、地域の特性や環境、景観に配慮しつつ、治山、治水、海岸保全事業等を計画的に実施し、風水害に強いまちづくりを推進する。

1 治山

森林は、環境保全及び防災上大きな役割を果たしており、山地災害の防止、水源かん養、生活環境の保全を図るため、予防、復旧治山事業及び保安林整備事業を推進するよう国及び県に働きかける。

(1) 予防、復旧治山事業

崩壊危険地及び崩壊地、侵食された溪流などの山地を復旧、整備し、荒廃山地に起因する災害の防止及び軽減を図るため、谷止工や水路工、植栽工等を行う。

(2) 保安林整備事業

機能の低下した保安林、被災した保安林等を改良し、機能の維持回復又は増加を目的とした改植や補植を行うとともに、水源かん養機能、防災機能及び生活環境保全機能を併せ持つ森林の造成、改良を行う。

2 砂防

荒廃した山地、溪流の土砂流出、集中豪雨等による土石流、急傾斜地の崩壊等による災害から人家及び人命を守るため、砂防事業及び急傾斜地崩壊対策事業等を推進するよう国及び県に積極的に働きかける。

(1) 砂防事業

荒廃に著しい水源地帯からの土砂流出を防止し、下流域の洪水、土砂氾濫等の災害防止を目的とする砂防えん堤、溪流保全工、流木対策工等砂防施設の整備を行うよう県に対し働きかけ災害の未然防止を図る。

(2) 急傾斜地崩壊対策事業

集中豪雨等によるがけ崩れ災害に対処するため、がけ崩れのおそれのある箇所を把握し、人家5戸以上、がけの高さ5メートル以上、勾配30度以上の危険な箇所は「急傾斜地崩壊危険区域」に指定されるよう働きかける。

また、崩壊防止工事については、土地所有者等が施工することが困難又は不相当と認められ、かつ「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づく工事採択基準に適合するもののうち、緊急度の高いもの及び地域住民の協力が得られるものから順次崩壊防止工事として施工するよう県に対して働きかけを行うとともに、小規模急傾斜事業を活用した計画的な整備推進を行う。

(3) 地すべり対策事業

土地の一部が地下水等に起因して地すべりを起こし、その面積が5ヘクタール（市街

地では2ヘクタール)以上の地区で、かつ、多量の崩土が河川に流入し、下流に被害を及ぼすおそれがある箇所又は鉄道、道路若しくは10戸以上の人家又は公共施設等に被害を及ぼすおそれがある箇所について、「地すべり防止区域」に指定し、地下水の排水施設、擁壁等地域に対応した防止施設の整備を県に働きかける。

3 河川保全

洪水や高潮等による災害を防止するため、各河川管理者は、緊急度に応じて堤防の維持、狭さく部の拡幅、護岸、浚渫、根固め工の修繕、堆積土砂の除去等の改修整備を推進する。

4 都市排水

市街地の浸水排除を重点とした生活環境の整備を図り、快適な都市生活を確保するため、過去の浸水状況等を参考のうえ、排水ポンプ、雨水調整施設の整備や雨水幹線等の排水施設の整備を推進する。

5 道路

道路は、災害時の避難、物資の輸送、救援・救護、消防活動に重要な役割を果たし、また、火災の延焼を防止するオープンスペースとなるなど多様な機能を有する。このため、道路改良事業、道路災害防除事業等により道路網の整備を推進する。

6 農地保全

農業及び農業用施設の被害を未然に防止し、農業生産の維持及び農業経営の安定を図る。流域の開発等立地条件の変化により、湛水被害を生じるおそれがある地域では、排水機、排水樋門、排水路等の整備を行い、予想される被害を未然に防止する。

7 海岸保全

各管理者は、海岸を高潮、波浪（寄り回り波）等による被害から防ぐため、堤防・護岸の新設補強及び根固め工、消波工、消波堤、護岸堤等の整備を推進する。

8 港湾・漁港整備

各管理者は、産業活動上重要な役割を果たしている漁港を高潮、波浪（寄り回り波）等による被害から防ぐため、防波堤・護岸等の外郭施設の施設機能保持に努める。

9 住宅・事業所等

市は、市民や事業所に対し、自らが所有又は管理する住宅、事業所、工場、倉庫等について、竜巻等突風による被害を最小限に抑えるために、屋根、外壁、窓、アンテナ、植木等の確認を行い、竜巻等突風により損壊するおそれがある場合には、その補強等を行うよう意識啓発に努める。

第2節

災害危険地域等の予防対策

建設部 産業民生部 関係各部

山崩れ、がけ崩れ、水害の未然防止やいったん災害が発生した場合の被害軽減を図るため、県及び防災関係機関と連携し、災害危険地域の調査、研究を実施し、その実態を把握するとともに、巡視や有害行為の禁止、避難体制の整備等の災害予防対策に努める。

1 土石流危険溪流・地すべり危険箇所・急傾斜地崩壊危険箇所

(資料10-2～10-9参照)

(1) 土砂災害危険箇所の予防対策

市は、土砂災害危険箇所における砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設の整備促進等に加え、土砂災害危険箇所の周知徹底及び適切な土地利用の誘導など土砂災害の予防対策に努める。

- ア 危険箇所等について、市民に周知徹底を図るとともに、危険防止に努める。
- イ 危険箇所等の巡視を行い、がけ崩れ等による危険の早期発見に努める。また、関係機関と協力して、がけ崩れ災害等に対する防災訓練を実施する。
- ウ 関係機関と協力して、がけ崩れ、地すべり及び土石流等に関する情報、日常の防災活動、降雨時の対応等について、パンフレット、広報誌等を積極的に活用して市民に周知徹底を図る。
- エ がけ崩れ等により被害が予想される市民を対象に、がけ地近接等危険住宅移転事業等により所要の援助を行い、移転の推進を図る。
- オ 土砂災害防止法に基づいて土砂災害警戒区域が指定された場合は、新規住宅の立地抑制等のソフト対策を進める。

※土砂災害警戒区域等

指定名称	災害の種類	指定権限	指定の条件	対策の概要
土砂災害警戒区域 (通称：イエローゾーン)	<ul style="list-style-type: none"> ・土石流 ・地すべり ・急傾斜地の崩壊 	県知事	土砂災害のおそれのある区域	<ul style="list-style-type: none"> ・情報伝達、警戒避難体制の整備 ・要配慮者（避難行動要支援者）への情報伝達及び警戒避難体制の整備及び周知 ・警戒避難に関する事項の住民への周知
土砂災害特別警戒区域 (通称：レッドゾーン)			建築物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれのある区域	<ul style="list-style-type: none"> ・特定の開発行為に関する許可 ・建築物の構造規制を踏まえた安全確保の推進 ・土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物に対する移転等の勧告 ・勧告による移転者への融資、資金の確保

(2) 警戒避難体制の確立

土砂災害は突発的に発生することが多いので、緊急時における警戒、避難、救援等が円滑に実施できるよう、平常時からその体制整備に努めることが重要である。

市は、各々の危険箇所（土砂災害警戒区域が指定された場合は土砂災害警戒区域を含める。）における警戒避難体制の整備を図るため、次の事項を定め、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ）の配布その他の必要な措置を講じ、市民に周知するよう努める。

また、危険箇所に主として要配慮者（避難行動要支援者）が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報等の伝達方法を定めるものとする。（資料5-1、5-2参照）。

- ア 地域特性を考慮した警戒又は避難を行うべき客観的数値に基づく具体的基準（降雨量等警戒避難基準）の設定
- イ 土砂災害に関する情報の収集及び伝達方法、予警報及び避難の勧告・指示の伝達方法
- ウ 適切な避難方法、避難所
- エ がけ崩れ等による危険が増大した場合の避難実施責任者、避難方法、避難所、伝達方法等

2 山地災害危険箇所

（資料10-10参照）

市は、危険箇所に関する情報の提供、降雨時の対応方法等について、広報誌、パンフレット等を積極的に活用して、市民に周知徹底を図るとともに、警戒避難体制について整備するよう努める。

3 重要水防箇所

(1) 重要水防箇所（資料9-5参照）

- ア 市は、「滑川市水防計画」に基づき、重要水防箇所をはじめ関係河川及び海岸、堤防等を巡視し、必要な措置をとる。
- イ 重要水防箇所として指定された工作物の管理者は、常に点検整備し、また、応急水防工法を定める。

4 浸水想定区域

(1) 浸水想定区域内の施設等の公表

市域に水防法第15条による浸水想定区域の指定があった場合、当該浸水想定区域内の地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）又は主として要配慮者（避難行動要支援者）が利用する施設で、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合には、これらの施設の名称、所在地について、地域防災計画に定めるとともに、住民へ周知を図る。なお、水防法にはこれらの施設の明確な要件が示されていないため、地下街等及び要配慮者（避難行動要支援者）利用施設については、次のとおり位置付ける。

- ア 地下街等（該当施設なし）

消防法施行規則（昭和36年自治省令6号）第12条の8に掲げる次の施設

- ① 延べ面積が千平方メートル以上の地下街
- ② 地階の床面積の合計が五千平方メートル以上の防火対象物

イ 要配慮者（避難行動要支援者）利用施設（資料5-1参照）

消防法施行令（昭和36年政令第37号）別表第1（六）項に掲げる次の施設、その他防災上配慮を要する施設

- ① 病院、診療所又は助産所
- ② 老人福祉施設、有料老人ホーム、介護老人保健施設、救護施設、更生施設、児童福祉施設（母子生活支援施設及び児童厚生施設を除く。）身体障害者福祉センター、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設
- ③ 特別支援学校

(2) 洪水ハザードマップ

地域防災計画において定めた洪水予報の伝達方法、緊急避難場所、避難所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について、ハザードマップを作成、配布する等により住民、滞在者その他の者に周知する。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すように努める。

ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。

(3) 水位情報の伝達方法（資料5-2参照）

市は、地域防災計画において定めた浸水想定区域内の地下街等又は主として要配慮者（避難行動要支援者）が利用する施設について、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう水位情報（避難判断水位到達情報）の伝達方法を定める。

(4) 避難確保計画

浸水想定区域内の地下街等及び要配慮者（避難行動要支援者）利用施設の所有者又は管理者は、単独又は共同して作成して、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、次に掲げる事項を記載した避難確保計画を作成し、市に報告するとともに、公表しなければならない。

- 1 洪水時の防災体制に関する事項
- 2 利用者の洪水時の避難の誘導に関する事項
- 3 洪水時の避難の確保を図るための施設の整備に関する事項
- 4 洪水時を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項
- 5 利用者の洪水時の円滑・迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項

5 災害危険区域等

(1) 土地利用に関する規制、誘導

県では、法令に基づき溢水、たん水、高潮等による災害の危険のある土地及び水源をかん養し、土砂の流出を防ぐなどのために保存する必要がある土地の区域については、市街化調整区域に指定する等により、市街化を抑制することとしており、市は、県と連携し、被害の拡大を防ぎ、安全な都市環境の形成を誘導するため、土地の合理的な利用を図る。

(2) 災害危険区域

県は、急傾斜地崩壊危険区域等を災害危険区域として指定し、建築基準法に基づいてその区域内における居住の用に供する建築物の建築行為の禁止又は制限を行う。

第3節 防災知識の普及

関係各部

市は、所属職員に対しマニュアル等の作成・配布、防災訓練等を通じて防災に関する制度や役割等について習得する機会を設け、防災知識の普及に努める。また、市民に対しても「自らの身は自らで守る。みんなのまちはみんなで守る」という防災の基本を認識するとともに、防災広報、防災教育、講演会等を積極的に実施し、普及・啓発に努めるものとする。

具体的な施策については、第2編第1章第2節「防災知識の普及」に準じる。

第4節 防災訓練の実施

総務部 消防部 関係各部

災害時に県、関係機関及び地域住民等と連携を図りながら、初動体制、応急対策が速やかに実施できるよう、また、防災知識の普及、高揚を図ることを目的として、平常時から各種の防災訓練を計画的、継続的に実施する。

具体的な施策については、第2編第1章第3節「防災訓練の実施」に準じる。

第5節 自主防災組織の育成

総務部 消防部 関係各部

災害が発生した場合の被害の拡大を防ぐためには、地域住民や事業所等の迅速かつ的確な行動が極めて重要であることから、市は県等と相互に連携し、自主防災組織等の育成・指導に努めるものとする。

具体的な施策については、第2編第1章第4節「自主防災組織等の育成」に準じる。

第6節 要配慮者（避難行動要支援者）の安全確保

産業民生部 総務部
関係各部

要配慮者（避難行動要支援者）が被災した場合、一般市民よりも大きな身体的危険が予想され、さらに避難生活にも精神的、身体的なハンディキャップを負うことが予想されるため、取組指針等を踏まえ、その対策について整備しておく。

具体的な施策については、第2編第1章第5節「要配慮者（避難行動要支援者）の安全確保」に準じる。

第7節 ライフライン施設等の予防対策

建設部 産業民生部 関係各部

大規模な災害の発生により、上下水道、電力、ガス、電話等のライフライン施設が大きな被害を受けた場合、日常生活や経済活動の場である都市の機能が麻痺し、避難や救援・救助活動の応急対策を実施するうえで大きな支障となる。

このような事態を極力避けるため、ライフライン関係機関は、各施設の被害を最小限に食い止めるため浸水防止対策を図るなど被害軽減のための諸施策を実施する。

具体的な施策については、第2編第1章第6節「ライフライン施設等の予防対策」に準じる。

第8節 防災拠点機能の充実・強化

関係各部

市庁舎、消防施設等の災害応急活動の拠点となる施設や避難所となる学校等防災上重要な公共施設について、その安全性に努めるとともに、施設機能の充実・強化を図る。

具体的な施策については、第2編第1章第7節「防災拠点機能の充実・強化」に準じる。

第9節 組織体制の整備

関係各部

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、市及び防災関係機関は、その機能の全てを挙げて迅速に災害応急対策を推進するため、災害の規模に応じて必要な職員を配備・動員し、その活動体制に万全を期す。このため、市及び防災関係機関は、平常時から配備・動員計画を定めておく。

具体的な施策については、第2編第1章第8節「組織体制の整備」に準じる。

第10節 情報通信連絡体制の整備

関係各部

大規模な災害時には、N T T回線等の通信回線の不通又は輻輳といった状態が予想されることから、市及び防災関係機関は、情報収集・伝達手段の複数化を積極的に進めるとともに、防災通信網の確保・整備充実を図り、災害発生時の応急対策を迅速に推進するため万全を期す。

このため、市は、各防災関係機関と連携し、平常時から訓練等を通じて通信機器の操作の習熟に努める。

具体的な施策については、第2編第1章第9節「情報通信連絡体制の整備」に準じる。

第11節 消防力の強化

消防部

災害による火災及び死傷者を最小限に抑えるためには、消火体制の強化、救急救助体制の充実、消防水利の確保が重要であり、その整備を計画的に推進する。

また、火災予防の強化や消防職員・消防団員の消防教育訓練を推進する。

具体的な施策については、第2編第1章第11節「消防力の強化」に準じる。

第12節 緊急輸送活動対策

建設部 消防部 総務部

災害における物資等の緊急輸送は、情報収集・伝達と併せて災害応急対策活動の中心をなすものであり、交通路と輸送手段が確保されて初めて効率的な緊急輸送が可能となる。このため、市は関係機関と連携し、あらかじめ緊急輸送道路、輸送体制について定めておく。

具体的な施策については、第2編第1章第12節「緊急輸送活動対策」に準じる。

第13節 医療救護体制の整備

産業民生部 消防部

災害時においては、広域あるいは局地的に多数の傷病者が発生することが予想されるため、情報の混乱と医療機関自体の被災があいまって、被災地域内では十分な医療が提供されないおそれがある。これら医療救護の需要に対し迅速かつ的確に対応するため、平常時から市及び医療機関等は、医療救護体制を充実・強化するよう努める。

具体的な施策については、第2編第1章第13節「医療救護体制の整備」に準じる。

第14節 避難収容対策

関係各部

災害発生時における避難者の収容のため、事前に小学校体育館等の避難所を指定するとともに、適切な避難誘導體制の確立に努め、また、市民に対し避難所や避難のための知識の普及に努める。

具体的な施策については、第2編第1章第14節「避難収容対策」に準じる。

第15節 飲料水、食料及び生活必需品等の備蓄

関係各部

大規模な災害が発生した場合は、ライフラインや道路等の損壊により、流通機構は一時的に麻痺状態になり、被災者向けの飲料水、食料、その他生活必需品の全てを即時に供給することが困難となることが予想される。そこで市は、市民、事業所に対して「必要最低限の飲料水、食料、生活必需品を自らが確保することが不可欠である。」という指導、啓発を徹底する必要がある。

また、同時に最低限の飲料水、食料及び生活必需品等の供給が円滑に行えるよう、公的備蓄や流通備蓄の体制の整備を図る。

具体的な施策については、第2編第1章第15節「飲料水、食料及び生活必需品等の備蓄」に準じる。

第16節 災害ボランティア受入体制の整備

産業民生部

災害発生時において、県内外から駆けつける多くのボランティアが発災直後から救援・復興において非常に大きな役割を果たすことから、市ではボランティアの受入体制を整え、ボランティア活動が円滑に展開できるよう側面から積極的に支援するとともに、自らも専門的技術や知識を有した災害ボランティアの育成等に努める。

具体的な施策については、第2編第1章第16節「災害ボランティア受入体制の整備」に準じる。

第17節 孤立集落化の予防

関係各部

土砂災害等の発生による孤立集落の発生を未然に防止するため、各種対策を実施するとともに、孤立のおそれのある集落については、日常機能の低下を極力さけるため、万全の事前措置を実施する。

具体的な施策については、第2編第1章第17節「孤立集落化の予防」に準じる。

第3編 風水害等対策編

第2章 災害応急対策計画

第1節

水防・土砂災害警戒活動

関係各部

1 風水害等に関する情報の収集

気象・地象・水象等による災害の被害を最小限に抑えるためには、これらの情報を一刻も早く関係機関、地域住民等に伝達することが重要であることから、関係各部は次の情報収集に努める。

- ・気象警報等に関する情報
- ・河川水位に関する情報（水防警報、避難判断水位情報等）
- ・雨量情報
- ・ダム流量に関する情報
- ・波高、風向、潮位に関する情報
- ・土砂災害に関する情報（土砂災害警戒情報等）

2 情報の伝達体制

- ・気象警報等の伝達系統（資料3-1参照）
- ・火災警報の伝達系統（資料3-2参照）
- ・水害に関する情報の伝達系統（資料3-3参照）
- ・土砂災害に関する情報の伝達系統（資料3-4参照）

3 水防活動

（水防警報対象河川：資料9-1参照）

風水害については、気象予警報等により災害の危険性のある程度予測することが可能なことから、被害を軽減するためには、災害発生前における情報収集・伝達や災害未然防止活動等を的確に実施することが重要である。

そのため、富山地方気象台より暴風、大雨、洪水若しくは高潮警報が発表され、又は富山県新川土木センター若しくは富山県富山土木センター立山土木事務所より水防警報の発表があり、水防活動の活動が認められるときは、状況に応じて水防本部の特別警戒配備体制等を取り、適切な水防活動を行う。

また、被害が発生するおそれが高くなる等、必要な場合、関係各部・各班は広報車、同報系無線、ケーブルテレビ等を利用し、市民に対し警戒の強化や避難の準備等、被害の未然防止、拡大防止を促す呼びかけを行い、注意喚起する。その際、要配慮者（避難行動要支援者）への呼びかけにも配慮する。風水害による被害が大規模になるおそれがある場合は、災害対策本部に移行し、諸活動を実施する。

4 土砂災害警戒活動

(土砂災害警戒区域：資料10-9 参照)

土砂災害の発生は、局地的かつ突発的な場合が多く、市及びその他防災関係機関の適切な判断と迅速な応急対策が重要である。

(1) 情報の収集及び伝達

ア 土砂災害危険箇所が含まれる地域においては、局地的な降雨等の情報把握に努めるとともに、現地との連絡通報体制を確保し、土砂災害の前兆現象及び発生時における災害の状況の早期把握に努める。この場合、市民の生命の安全に関する情報を最優先に収集、伝達する。

イ 広域的な土砂災害が発生し、又は発生することが予想される場合においては、必要に応じて国等の防災関係機関の協力を得て、機動的な初動調査に努める。

ウ 土砂災害の発生が予想される場合は、市民及びライフライン管理者、交通機関等に対し早急に注意を喚起し、又は警戒避難等の指示、伝達を行い、特に具体的に危険が予想される土砂災害危険箇所周辺の市民に対しては、極力戸別伝達に努める。

(2) 危険箇所の警戒及び避難

県及び施設管理者は、豪雨等によって山地斜面崩壊や天然ダムの決壊などのおそれがあるときや、治山・砂防施設、ため池等灌漑施設等による二次災害の危険性のある箇所に対しては、関係機関と協力して警戒にあたる。

(3) 土砂災害緊急情報等の活用

土砂災害防止法に基づく重大な土砂災害の急迫した危険が予想される状況において、国や県からの土砂災害緊急情報及び土砂災害の前兆現象等の情報を収集し、土砂災害に関する住民の避難指示の判断等にあたり活用する。

(4) 二次災害防止対策

ア 降雨等の気象状況に十分な注意、監視を行うとともに、崩壊面及びその周辺斜面、堆積土砂等について、安全に留意しつつ監視を行う。

イ 安全が確認されるまで崩壊危険箇所周辺の居住者の避難指示を継続するとともに、警戒区域の設定、立入規制等必要な措置を行う。

ウ 行方不明者等の搜索活動、応急工事等にあたっては、特に十分な注意、監視を行う。

エ 降雨継続時においては、作業の安全を確保した上で、崩壊箇所及びその周辺へのシート被覆、応急排水路等の簡易な応急措置により、再崩壊等の防止に努める。

オ 安全が確保されれば、直ちに二次災害防止のための堆積土砂等の除去、土留工事等を実施する。

(5) 専門技術者への協力要請

二次災害が発生する可能性の判断等について、必要に応じ、NPO法人富山県砂防ボランティア協会や地元在住の専門技術者（コンサルタント、斜面判定士等）へ県を通じて協力要請する。

第2節

動員配備

関係各部

風水害が発生又は発生するおそれがある場合は、応急対策活動を迅速かつ的確に行うため、滑川市水防計画に基づいて必要な職員の動員・配備を行う。

1 市の配備基準

配備・本部体制	配備基準	参集職員
<p>警戒配備</p> <p>水防本部 (本部長：市長)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・大雨、洪水、高潮、暴風等の警報が発表され、災害発生のおそれがあるが、その時期や規模等の予測が困難な段階（はん濫注意水位超過等） ・小規模な災害が発生したとき 	建設課及び総務課の職員
<p>特別警戒配備</p> <p>特別警戒本部 (本部長：市長)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・局地的な災害が発生し、又は発生のおそれがあるとき。 (避難判断水位情報、土砂災害警戒情報等) ・市長が必要と認めたとき。 	全職員が参集し、防災活動にあたる体制
<p>非常配備</p> <p>災害対策本部 (本部長：市長)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模な災害が発生し、又は発生のおそれがあるとき。 ・市長が必要と認めたとき。 	

※市長は、被害の種類、規模によって、必要と認めるときは、上記の基準とは異なる配備体制を指令することができる。

※各部の長は、被害の種類、規模、発生の時期によって、特に必要と認めるときは、独自の配備体制をとることができる。

2 参集基準

- (1) 夜間、休日等において配備体制を決定したときは、あらかじめ定められた連絡系統にしたがって、電話等により職員に伝達する。なお、電話等が使用不能又は著しく使用困難なときは、職員は自ら被害情報を収集し、参集についての自主判断をする。
- (2) 職員の参集場所は、原則として所属する部署とする。ただし、所属部署に参集が困難な場合は、最寄りの公民館、避難所等に参集し、応急対策活動を行う。
- (3) 参集時の交通手段は、原則として自転車、バイク又は徒歩で行う。
- (4) 職員は、参集途上において可能な限り被害状況を調査するとともに、要救護者を発見したときは救護措置にあたった後、速やかに参集する。

- (5) 職員は、身の回りに関することは自己完結の心構えで、災害対策に適する服装や装備により参集する。

3 要員配備の調整

(1) 本部室の要員配備の調整

総務班は、本部室要員が不足する場合は、本部室連絡員を通じて各部からの要員の応援を求める。

(2) 各部の要員配備の調整

各部の長は、部内各班の応急対策活動の実施状況を把握し、応援が必要なときは、部内の応援班及びその他の班に応援を指示する。なおかつ要員が不足する場合は、総務班に要員配備の調整を求める。

(3) 応援要請等

市職員のみでは十分な応急対策活動が行えないと予想される場合は、状況に応じて速やかに協定市等に職員の派遣応援協力を要請する。

第3節

災害対策本部の設置

本部室 関係各部

1 災害対策本部及び現地災害対策本部

(1) 設置基準

ア 災害対策本部

市長は、次の基準により災害対策本部を設置する。

なお、災害対策本部が設置された場合には、水防本部は災害対策本部に包括される。

また、災害対策本部が設置されない段階での応急対策は、災害対策本部が設置された場合に準じて処理する。

組 織	設 置 基 準
災害対策本部	大規模な災害が発生し、又は発生のおそれがあり、災害対策について特別の措置が必要と認められるとき。

イ 現地災害対策本部

本部長は、災害対策本部が設置された場合で必要と認めたときは、災害対策本部の事務の一部を行う現地災害対策本部を設置する。

(2) 職務権限の代行

風水害発生時において、市長が不在等の非常時には、災害対策本部の設置等の市長権限委譲の順位を次のとおりとする。

①副市長 ②教育長 ③総務部長

(3) 設置場所

ア 災害対策本部

災害対策本部及び災害対策本部室（以下「本部室」という。）を市庁舎3階大会議室に設置する。ただし、市庁舎に甚大な被害を生じ対策本部としての機能が果たせない場合は、市民交流プラザ又は滑川消防署とする。

イ 現地災害対策本部

被災現場近くの公共施設等に設置する。

(4) 災害対策本部の設置準備

ア 庁舎の被害状況の把握

庁舎の被害状況（建物、室内、電気、電話、駐車場等）の把握及び火気・危険物の点検を行い、必要な場合は衛星通信自家発電装置の作動等応急措置を施す。衛星通信自家発電装置については、平常時からその燃料確保の対策を講じておく。

イ 職員の被災状況の把握

勤務時間内の発災の場合、直ちに職員及び庁舎内の外来者の負傷状況等を把握し、応急手当、避難誘導等を施す。勤務時間外の発災の場合は、職員の参集状況から安否不明の者を掌握する。

ウ 通信の確保

無線、有線設備の点検等を行い、通信機能の確保を図る。

(5) 解散基準

本部長は、災害応急対策がおおむね終了したと認められるときは、災害対策本部及び現地災害対策本部を解散する。

(6) 設置及び解散の通知

災害対策本部を設置及び解散した場合、直ちにその旨を文書により通知・発表する。

ア 富山県（防災・危機管理課）ただし、県に連絡できない場合は国（消防庁）

イ 関係機関

ウ 報道機関

2 風水害災害発生時における応急活動の流れ

風水害発生後の各段階において優先的に実行又は着手すべき主な業務は次のとおりである。

(1) 第1段階

- ・被災情報の収集
- ・初期消火、消火活動
- ・危険な建物・場所からの避難
- ・建物等の下敷きになった者の救出（地域住民の共助）
- ・避難行動要支援者の安全確保（地域住民の共助）
- ・職員の緊急参集
- ・災害対策本部の設置
- ・自衛隊等の出動準備要請
- ・通信施設被害の状況確認及び確保

(2) 第2段階

- ・被災情報の収集
- ・県・協定市等への応援要請
- ・自衛隊等の派遣要請、広域応援の要請
- ・避難所の開設（施設の安全確認、管理・運営担当職員の派遣）
- ・緊急輸送道路の啓開
- ・交通規制の実施
- ・被災地への救護所の設置
- ・公的救助機関による被災者の救出、負傷者の搬送
- ・滑川市災害救援ボランティアセンターの設置
- ・ライフライン、公共土木施設等の被災状況調査と応急措置

(3) 第3段階

- ・被災情報の収集
- ・災害救助法の適用
- ・通信途絶地域への仮設通信設備の設置
- ・避難所への避難者の概数及び飲料水、食料等必要量の把握
- ・市の被害状況の把握

- ・被災地外からの医療救護班の受入れ
- ・輸送用車両の確保

(4) 第4段階

- ・被災情報の収集
- ・各種施設の被災状況の把握
- ・避難所等への仮設トイレの設置
- ・避難所等への飲料水・食料・生活必需品の輸送
- ・避難所での要配慮者（避難行動要支援者）の状況把握

(5) 第5段階

- ・避難所外避難者の状況把握
- ・被災宅地危険度判定
- ・ボランティアの受入れ
- ・義援金の受付

第4節 被害情報の収集・伝達

本部室 消防部 関係各部

被害情報の迅速かつ的確な把握は、災害対策要員の動員、災害救助法適用の要否、応援要請、救援物資の調達など、あらゆる災害応急対策の基本となる重要な事項である。

市は各防災関係機関と緊密な連携のもと、災害に関する情報を速やかに把握する体制を整える。

具体的な施策については、第2編第2章第4節「被害情報の収集・伝達」に準じる。

第5節 通信の確保

総務部 消防部

災害により通信施設が被災した場合、防災関係機関の災害応急活動に大きな支障が生じるため、市及び各防災関係機関は、この復旧あるいは代替機能の立ち上げについて、所要の措置を講じる。

具体的な施策については、第2編第2章第5節「通信の確保」に準じる。

第6節 消防活動

消防部

大規模な災害時は、同時多発火災の発生等により極めて大きな被害が予想されるため、市は、市民、自主防災組織、事業所等と協力して、出火防止と初期消火を実施するとともに、全総力を挙げて消火活動、人命救助活動等の応急対策に取り組む。

具体的な施策については、第2編第2章第6節「消防活動」に準じる。

第7節

広報

総務部 関係各部

災害時の混乱した事態に、人心の安定、秩序の回復を図るため、災害応急対策の活動状況や各種生活情報を迅速かつ的確に周知する。

情報の提供にあたっては、要配慮者（避難行動要支援者）に十分配慮するとともに、災害により孤立する危険のある地域の被災者、帰宅困難者等情報の入手が困難な被災者に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。

具体的な施策については、第2編第2章第7節「広報」に準じる。

第8節

災害時の放送

総務部

市、県及び報道機関等は、防災気象情報、避難情報の状況、安否情報等その時々に必要な情報を各防災関係機関と連携を図りながら、迅速かつ的確に提供する。

具体的な施策については、第2編第2章第8節「災害時の放送」に準じる。

第9節

避難情報、避難誘導等

本部室 関係各部

災害により、人命の保護又は被害拡大の防止のため必要と認められる場合は、市民に対して適切に避難情報の発令を行うとともに、市民が安全かつ迅速に避難できるよう避難所への円滑な誘導に努める。特に、風水害はその特性により、事前の災害発生がある程度予測できることから、迅速かつ適切な避難情報の発令を行うことで被害の軽減を図ることが可能である。避難情報の発令は、タイムラインに沿って行うとともに、避難行動をわかりやすくするために「警戒レベル」を加えて伝達する。なお、誘導にあたっては、要配慮者（避難行動要支援者）の避難を優先して行う。

具体的な施策については、第2編第2章第9節「避難情報、避難誘導等」に準じる。

第10節

避難所の開設・運営

産業民生部 教育部 関係各部

災害により被害を受け、又は受けるおそれのある者で、避難しなければならない者を保護するために避難所の設置が必要なときは、速やかに開設する。

避難所の運営は、避難所管理者、施設管理者、自治会・町内会、自主防災組織、ボランティア等を中心とした避難所管理チームが自主的に行うことを原則とする。運営の際は、避難者の安全の確保、生活環境の維持、要配慮者（避難行動要支援者）に対するケア、男女の視点の違いに十分配慮する。

具体的な施策については、第2編第2章第10節「避難所の開設・運営」に準じる。

第11節

要配慮者（避難行動要支援者）の安全確保

産業民生部 教育部
関係各部

災害時に自力による危険回避行動や避難行動に困難を伴うことが多い要配慮者（避難行動要支援者）の安全や心身の健康状態等に特段の配慮を行いながら、避難からその後の生活までの各段階において、ニーズに応じたきめ細やかな支援策を講じていく。また、地域住民、関係団体、社会福祉施設、医療施設等と平時からの連携のもと支援を行うものとする。

市は避難行動要支援者への支援を適切かつ円滑に実施するため、避難行動要支援者の個別避難計画の作成に努めるものとする。

具体的な施策については、第2編第2章第11節「要配慮者（避難行動要支援者）の安全確保」に準じる。

第12節

災害ボランティアとの連携

産業民生部

大規模な災害が発生したとき被災地の復興には、行政機関及び防災関係機関、事業所、市民の応急活動だけでは、対応が十分にできないことが想定されるため、災害ボランティアの役割は重要である。このため、ボランティアが被災現場で円滑に支援、救援等の活動を行うことができるよう体制の整備を図る。

ボランティアの受入れに際しては、その知識、技能が活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティア活動の拠点を提供する等その支援に努める。

具体的な施策については、第2編第2章第12節「災害ボランティアとの連携」に準じる。

第13節

民間団体等からの人員の確保

関係各部

災害により様々な被害が生じ、この応急対策が急務となった場合の必要な労働者及び技術者の動員について定めることにより、災害対策の円滑化を図る。

具体的な施策については、第2編第2章第13節「民間団体等からの人員の確保」に準じる。

第14節

広域応援要請

本部室 消防部 関係各部

大規模な災害発生時において、市だけでの災害応急対策の実施が困難となる場合は、市と防災関係機関が相互に協力し、防災活動に万全を期す。

具体的な施策については、第2編第2章第14節「広域応援要請」に準じる。

第15節

自衛隊の災害派遣要請依頼

本部室

大規模な災害が発生したとき、市民の生命及び財産の保護のため必要な応急対策の実施が市のみでは困難であり、自衛隊の活動が必要かつ効果的であると認められた場合、知事に対し自衛隊の災害派遣の要請を依頼する。

具体的な施策については、第2編第2章第15節「自衛隊の災害派遣要請依頼」に準じる。

第16節

災害救助法の適用

本部室 産業民生部 関係各部

災害が一定規模以上でかつ応急的な復旧を必要とし、災害救助法の適用基準を満たす場合は、保護と社会秩序の保全を図ることが必要である。災害発生時における迅速かつ確かな法の適用を図るため、制度の内容、適用基準及び手続き等について十分熟知しておく必要がある。

具体的な施策については、第2編第2章第16節「災害救助法の適用」に準じる。

第17節

救助・救急

本部室 産業民生部

大規模な災害が発生した場合、多数の負傷者が発生するおそれがあり、これらの人々については一刻も早い救出・救助が必要となることから、市は、防災関係機関と連絡を密にしながら、また、自主防災組織、市民等の協力を得て速やかな応急対策を実施する。

具体的な施策については、第2編第2章第17節「救助・救急」に準じる。

第18節

医療救護

消防部 産業民生部

大規模な災害が発生すると医療機関自身が被災し、医療活動能力を喪失する場合がある。また、医療機関は被災しなくてもライフラインが途絶すると、その機能の一部又は全部が麻痺する場合がある。このため、医療機関の被害状況を早期に把握し、防災関係機関との情報の共有化を図るとともに、必要に応じ医療救護班を編成又は要請する。

具体的な施策については、第2編第2章第18節「医療救護」に準じる。

第19節

緊急交通路の確保

建設部 関係各部

道路に被害が発生した場合、迅速に被害状況等を把握し、必要に応じ、交通規制等の措置をとるとともに、災害時の緊急交通路の候補となる緊急輸送道路の応急措置を速やかに行い、効率的な防災活動が展開されるように努める。

具体的な施策については、第2編第2章第19節「緊急交通路の確保」に準じる。

第20節

輸送手段の確保

総務部 関係各部

災害時における応急対策を実施するにあたり、負傷者、病人の搬送、災害応急対策を実施する際に必要な人員、物資等の輸送等を迅速、的確に行うため、市は、防災関係機関と緊密な連携を図り、輸送手段を確保する。

具体的な施策については、第2編第2章第20節「輸送手段の確保」に準じる。

第21節

食料等の供給

本部室 関係各部

被災者及び災害応急事業現地従業者に対して、主食、副食、飲料水等を供給する必要がある場合、県及び関係団体等との連携により、速やかに供給するよう努める。

具体的な施策については、第2編第2章第21節「食料等の供給」に準じる。

第22節

生活必需品の供給

本部室 関係各部

住家被害等により、被服、寝具その他の生活必需品を確保できない者に対して、県及び関係団体等との連携により、速やかに供給するよう努める。

具体的な施策については、第2編第2章第22節「生活必需品の供給」に準じる。

第23節

給水・水道施設応急対策

建設部

災害時における飲料水及び生活水の確保は、被災者の生命維持、人心の安定を図る上で極めて重要である。市は、被災者に必要な飲料水等を迅速に供給するため、また、可能な限り速やかに給水機能の回復を図るために必要な措置を講じる。市民に対しては、応急給水の方法、復旧の見通し、飲料水の衛生確保等について広報し、市民の不安解消に努める。

具体的な施策については、第2編第2章第23節「給水・水道施設応急対策」に準じる。

第24節 下水道施設応急対策

建設部

災害時においては、し尿等の処理の問題が極めて重要であることから、市は直ちに下水道施設の被害状況を調査し、必要な応急措置を講じる。また、下水道に流入する汚水の量を少なくするため、トイレの使用や入浴等の自粛の協力を住民に広報する。

具体的な施策については、第2編第2章第24節「下水道施設応急対策」に準じる。

第25節 トイレ対策

産業民生部 関係各部

災害時においては、し尿等の処理の問題が極めて重要であることから、避難所の上下水道等の被害状況を調査し、仮設トイレの設置が必要と認められる場合は、県及び関係団体等に協力を求め、仮設トイレを調達する。

具体的な施策については、第2編第2章第25節「トイレ対策」に準じる。

第26節 廃棄物の処理

産業民生部 関係各部

大規模な災害が発生した場合、建築物の倒壊、焼失等によって多量の廃棄物が発生することが予想される。このため、各地域別の被害状況を速やかに把握し、ごみの排出量を推計するとともに、ごみ処理施設の被災状況を確認のうえ、あらかじめ定める廃棄物処理計画に基づき、ごみの収集、運搬、処分の実施計画を策定し、応急対策にあたる。

具体的な施策については、第2編第2章第26節「廃棄物の処理」に準じる。

第27節 保健衛生

産業民生部 関係各部

大規模な災害が発生した場合には被災地の環境衛生条件が低下し、感染症発生のおそれがあるため、迅速かつ強力な防疫対策等を実施するとともに、被災者の健康状態等に十分配慮した保健衛生活動を実施する。

具体的な施策については、第2編第2章第27節「保健衛生」に準じる。

第28節 社会秩序の維持

関係各部

被災地域における治安の維持と市民の安全を図るため、警察機関が行う警備活動に対し、必要な情報を提供するなど積極的に協力する。

具体的な施策については、第2編第2章第28節「社会秩序の維持」に準じる。

第29節 遺体の搜索、処理、埋火葬

産業民生部

災害により死亡者が発生したときは、警察、医師会、日本赤十字社富山県支部等と緊密な連携を図りつつ、遺体の搜索、処理、埋葬又は火葬の各段階において遅滞なく処理し、また、必要に応じて広域的な協力を得ることにより、人心の安定を図る。

具体的な施策については、第2編第2章第29節「遺体の搜索、処理、埋火葬」に準じる。

第30節 ライフラインの応急対策

関係各部

電気、ガス、上下水道、電話、公共交通に関わる各事業者は、各々の計画に従い、必要な要員及び資機材を確保するとともに、機動力を発揮して被害の拡大防止及び早期復旧に努める。

具体的な施策については、第2編第2章第30節「ライフラインの応急対策」に準じる。

第31節 公共施設等の応急復旧

関係各部

市庁舎、学校（園）、道路、橋梁、河川、その他の公共施設が災害による被害を受けたときは、各施設を所管する部班が直ちに修繕工事を行うものとするが、その場合、災害応急対策を推進する上で重要な施設を優先する。なお、電気、ガス、上下水道、電話の各事業者と十分な連携をとる。

具体的な施策については、第2編第2章第31節「公共施設等の応急復旧」に準じる。

第32節 農林水産業対策

産業民生部

大規模な災害の発生により、農地及び農作物等の被害、農業用施設等の損壊のほか、家畜被害、水産関係被害などが予想される。このため、市は各関係機関と相互に連携を図り、被害を最小限に食い止めるための確な措置を行う。

具体的な施策については、第2編第2章第32節「農林水産業対策」に準じる。

第33節

孤立地域対策

関係各部

災害時における孤立の内容は、大別して、情報通信と交通手段の孤立である。情報通信の孤立は、救助機関における事案の認知が遅れ、交通手段の孤立は、救援活動に支障を及ぼすとともに、孤立地域住民の生活に大きな影響を与える。孤立した地域の応急対策は、常にこのことを念頭に置き、優先すべきことを適切に判断して対応する。

具体的な施策については、第2編第2章第33節「孤立地域対策」に準じる。

第34節

二次災害の防止

本部室 建設部 関係各部

二次災害を防止するため、道路・橋梁、土砂災害の危険区域の巡視等を行うとともに、危険性が認められるときは、非常配備体制や立入禁止措置等の対策をとる。

具体的な施策については、第2編第2章第34節「二次被害の防止」に準じる。

第35節

建物の被害認定調査

産業民生部 建設部 関係各部

災害発生時には、災害の被害認定基準に基づいた被害調査をもとに、市が発行する災害証明書が、被災者に対する義援金の支給、災害救助法による応急修理あるいは被災者生活再建支援法の適用や支援金の支給の判断材料となるなど各種被災者支援策と密接に関連しており、被害認定業務が円滑かつ的確に実施できるよう体制の整備に努める。

具体的な施策については、第2編第2章第35節「建物の被害認定調査」に準じる。

第36節

住宅の修理、応急仮設住宅の建設等

建設部 関係各部

大規模な災害の発生により、住宅を失う被災者が多数生じる事態が考えられる。これら被災者は、被災直後は避難所等で生活することになるが、その生活が長期間にわたることは避けなければならない。

このため、応急仮設住宅の建設をはじめ、空き家になっている公営住宅の活用、さらには被災住宅の応急修理等を積極的に実施する。

具体的な施策については、第2編第2章第36節「住宅の修理、応急仮設住宅の建設等」に準じる。

第37節

文教対策

教育部

大規模な災害により児童、生徒、教職員及び学校その他文教施設が被害を受けるなど、通常の教育を受けることが困難となった場合は、教育施設の確保や教科書及び学用品の支給等の措置を講じ、応急教育を実施する。

具体的な施策については、第2編第2章第37節「文教対策」に準じる。

第38節

義援金品の受付、配分

総務部 民生部

大規模な災害時には、県内外から多くの義援金、義援物資が送られてくることが予想されるため、これらの受け入れ体制を確立し、迅速かつ適切に被災者へ配分する。

具体的な施策については、第2編第2章第38節「義援金品の受付、配分」に準じる。

第39節

応急公用負担

関係各部

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、市域内の私有の施設、土地、家屋又は物資を管理し、使用し、収用し、若しくは応急措置の業務に従事させるなどにより必要な措置を図る。

具体的な施策については、第2編第2章第39節「応急公用負担」に準じる。

第3編 風水害等対策編

第3章 災害復旧対策計画

第1節**市民生活安定のための緊急対策**

関係各部

大規模な災害が発生した場合は、人命の喪失等大きな混乱状態が予想される。市は、生活の安定、再建への支援及び社会秩序の維持を図るため、関係防災機関等と協力し、緊急措置を講じるとともに、災害の規模や程度に応じて、貸付など必要な措置及び被災者の利便を図るため必要な相談窓口の開設及びその広報を行う。

具体的な施策については、第2編第3章第1節「市民生活安定のための緊急対策」に準じる。

第2節**激甚災害の指定**

本部室 関係各部

災害の発生により甚大な被害が生じた場合、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定を受けるため、災害の状況を速やかに調査し、早急に激甚災害の指定を受けられるように努力するとともに、公共施設等の災害復旧事業が迅速かつ円滑に行われるよう措置を講じる。

具体的な施策については、第2編第3章第2節「激甚災害の指定」に準じる。

第3節**公共土木施設の災害復旧計画**

関係各部

人心の安定及び経済的・社会的活動の早急な回復を図るため、災害により被災した公共施設の災害復旧は、災害復旧関係法令等に定められた一連の業務に基づき、事業計画を速やかに策定し、迅速に実施する。

具体的な施策については、第2編第3章第3節「公共土木施設の災害復旧計画」に準じる。